

## いわき市アナログ規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(いわき市市営住宅管理条例施行規則の一部改正)

第1条 いわき市市営住宅管理条例施行規則（平成10年いわき市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「書面で」を削る。

第17条の2第2項中「書面により」を削る。

(いわき市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 いわき市身体障害者福祉法施行細則（平成11年いわき市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(指定を受けた医師の標示)

第5条 法第15条第1項に規定する医師は、指定医師標示板（第4号様式）をその診療に従事する場所の見やすい箇所に掲示し、又は同項の規定による指定を受けた旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。